

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 松尾 有嗣

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸北部② (稗田・清水川・中の崎・下大垣・上大垣・後平・梅崎・赤坂・薄香越・戸石川・杉山・高麗町・西の久保・田原崎・大久保・小川・中の原・曲り・幸の浦・田助在・油水・田の浦・神崎(汐の浦))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月3日(第1回) 令和6年11月19日(第2回) 令和8年3月9日(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、平戸島の最北端に位置し、農地は中山間部に集中して存在している。主に水稲、飼料作物が作付けされているが、ほとんどの農地が基盤整備されていないため、全体的にまとまった農地がなく、形状もばらばらで狭小である。唯一、田ノ浦地区にのみ基盤整備された農地が存在し、中山間地域等直接支払交付金事業にて耕作及び農地の維持活動に取り組んでいる。地区に認定農業者が2名しかおらず、農業者の高齢化や担い手不足により、将来における耕作者の確保が厳しい状況となっている。また、米の価格不安定や資材高騰などの影響により農業所得が低く、有害鳥獣の被害も深刻化しており、耕作意欲低下の一因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田ノ浦地区においては、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組みを継続し、耕作を継続していく。その他の農地については、機械作業ができ管理しやすい広い農地は認定農業者への集積を行い、農地として利用が困難な所は非農地へ変更するなど農地の精査を行っていく。また、民家から離れたまとまった遊休農地があれば、放牧地としての活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
2名の認定農業者を中心に集積を進め、目標地図に位置付ける者に対しても、農地中間管理事業を活用した集積を検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した場合は、原則として農地中間管理機構を活用した貸借を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備されている農地については、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織により、耕作及び維持管理を継続していく。その他の中山間地の農地については、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面での負担が大きいためから新規での取り組みは困難である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での確保・育成は難しいことから、地域外からの認定農業者、新規就農者の確保を検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業については、目標地図に位置付ける者や中山間直払を活用した団体による効率的な実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
 ③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布など、農作業の省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。